

事業者の皆様へ

2025年3月28日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
法務部

業務委託契約標準契約書等の一部改正のお知らせ

事業者の皆様におかれましては、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりました。2025年度におきましても、制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、2025年4月1日から業務委託契約標準契約書等の一部を改正及び適用させていただきます。

これらの改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございませんが、改正後の業務委託契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、共同研究契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書、役務委託契約標準契約書をご確認、ご了承の上、事業を遂行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各種約款の最新版は当機構ホームページ（<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>）から入手することができます。主な改正の内容は別紙をご参照ください。

また、委託業務事務処理マニュアルも改正をしておりますので、最新版をご確認ください。（https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html）

※本件に関する基本的な考え方についての問合せは、下記メール宛てにお願い致します。

（事業毎の対応につきましては、プロジェクト担当部までご連絡ください。）

E-mail: helpdesk@ml.nedo.go.jp

契約書の主な改正内容について

1. 外国法人の特例追加に伴う改正

※新規

経済産業省が定める「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に基づき、主として知的財産に関する外国法人の特例を追加するために、約款本文を改正いたします。
--

(対象契約書)

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書

<参考：業務委託契約約款>

(外国法人の特例)

第44条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、本条次に規定するところによる。

2＝ 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。

3＝ 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。

4 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

5＝ 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。

6四 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。

7 第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。

8 前項の場合、第31条第3項第一号、二号、三号及び四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第33条並びに第34条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。

9 委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。

10 委託期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。

- 1 1 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 1 2 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。
- 1 3 甲は共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。
- 1 4 甲、乙、又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。
- 一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）。
 - 二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること。
 - 三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること。

2. 調査委託契約標準契約書における約定為替レート規定に伴う改正

※新規

業務委託契約標準契約書等と同様に、調査委託契約標準契約書においても約定為替レートを規定するために、契約書を改正いたします。

（対象契約書）

調査委託契約標準契約書

＜参考：調査委託契約標準契約書雛型＞

（為替レートの約定）

第7条 乙（再委託先又は共同実施先を含む。）が日本国以外の国の法令に基づいて設立された法人等であり、委託業務の実施に要する経費を支出する通貨が、〇〇である場合には、本契約において甲の負担すべき額を円貨換算するための為替レートは次のとおりとする。

約定為替レート 円／〇〇

（注：為替レートの約定を必要としない場合には、本条を削り、第8条を第7条に、第9条を第8条にする。）

3. 取得財産の範囲の拡大に伴う改正

※新規・継続

取得財産に関して、約款本文において具体例を限定列挙しておりましたが、当該具体例以外の取得財産も想定されうることから、約款本文を改正いたします。

（なお、詳細については委託業務事務処理マニュアル等において規定することとしますが、基本的には取得財産の対象範囲が変わるものではありません。）

(対象契約書)

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書）

<参考：業務委託契約約款>

（取得財産の管理等）

第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。